

岩手県告示第851号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定する区域の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岩ノ下-6	一関市東山町松川（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	別紙図面のとおり。
堀ノ内沢-1	一関市大東町大原（別紙図面のとおり。）	土石流	〃	〃
大原の沢	〃	〃	〃	〃
石倉の沢	一関市大東町摺沢（別紙図面のとおり。）	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部千厩土木センター並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。